

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月15日
【計算期間】	第１期（自 平成23年３月30日 至 平成23年９月15日）
【ファンド名】	東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011 - 03
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目３番１号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目３番１号
【電話番号】	０３ - ３２１２ - ８４２１
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、単位型投信／海外／その他資産（通貨）／特殊型（条件付運用型）に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信		不動産投信	特殊型 （条件付運用型）
	内外	その他資産 （通貨）	
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
	年2回	日本	
債券	年4回	北米	条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券	年6回 （隔月）	欧州	
クレジット属性 （ ）	年12回 （毎月）	アジア	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
不動産投信	日々	オセアニア	
その他資産 （ ）	その他 （ ）	中南米	その他 （ ）
資産複合 （ ）		アフリカ	
資産配分固定型 資産配分変型		中近東 （中東）	
		エマージング	

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ユーロ円建債券を主要投資対象とするため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「債券・その他債券」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「その他資産（通貨）」とは分類・区分が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	目論見書または投資信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	T O P I X	目論見書または投資信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドは、500億円を上限として募集を行いました。

ファンドの特色

1 当ファンドは、米ドル円為替レート※¹の水準によってクーポンレートが決定される性格を持つユーロ円建債券(以下、円建債券といいます。)に投資し、設定日から約5年後の満期償還時の償還価額について、元本1万口当たり10,100円の確保を図りつつ、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います(途中換金時には元本は確保されません)。

ファンドが主要投資対象とする円建債券の満期償還価格には上限があり、原則として、あらかじめ定められた満期償還価格にて満期償還します。

投資する債券の発行体などの信用状況の変化などによっては、元本を割り込むことがあります。

※1 原則として午後3時(東京時間)においてロイター・ページ「JPNU」に表示されている米ドル円為替相場(1米ドルに対する円の価値)の仲値(売値と買値の平均値)とします。

ファンドの仕組み



円建債券について

- ◆ 米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定される性格を持つ債券です。
- ◆ 原則として、設定日においてA格相当以上の格付けを有する発行体が発行する円建債券、同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券もしくは同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える円建債券です。
- ◆ 組み入れる円建債券は、発行体の信用力および価格の両面からファンドにとって最も有利な条件であると委託会社が判断した円建債券を選定します。
- ◆ 発行体の候補には、シティグループ・ファンディング・インク、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション、モルガン・スタンレー、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーなどがあります。

※なお、必ずしもこれら発行体に決定するとは限らず、他の発行体になる可能性もあります。決定した円建債券の発行体は、委託会社が販売会社を通じて書面にて皆様にご報告します。

一般的な投資信託は複数の投資対象に投資するため分散投資効果がありますが、当ファンドは単一の円建債券にほぼ全額投資するものであり、分散投資されないため、当該円建債券の発行体や保証を与える金融機関にデフォルトが発生した場合、投資資産を回収できなくなるおそれがあります。このような場合、当該ファンドの基準価額は大幅に下落し、大きな損失を被ることがあります。

2 原則として毎年2回、分配金^{※2}をお支払いします。

※2 満期償還日における償還価額には、直前の分配金判定日における米ドル円為替レートにより決定した分配金相当額が含まれます。

分配金判定日 ^{※1} における米ドル円為替レートが、分配基準レベル ^{※2} に対して…	
円安米ドル高の場合 (分配基準レベルと同一の場合を含みます。)	円高米ドル安の場合
1回当たり 約20円～約90円 [※] (1万口当たり/税引前) の分配金をお支払いします。	1回当たり 約15円(1万口当たり/税引前) の分配金をお支払いします。
(設定時の市況環境やデフォルト(債務不履行)などによっては、上記分配金額をお支払いできない場合があります。)	
※上記の場合、信託期間中に実際に適用される分配金額は原則として設定日に決定し、当該分配金額が適用され続けます。	
※1 毎年2月15日および8月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。信託期間中に分配金判定日は10回あります。	
※2 米ドル円為替レートがスタート為替(原則としてファンド設定日後の5営業日間(2011年3月31日(木)、4月1日(金)、4日(月)、5日(火)、6日(水))の米ドル円為替レートの平均値)に対して5円円高米ドル安となった水準を指します。	

※上記は、2011年2月3日現在の市況環境に基づいた試算です。分配金額(分配金相当額を含みます。以下同じ。)の水準は原則として設定日に決定します。詳細は、後記「追加的記載事項」をご確認ください。

募集期間中の市況環境などの変動により、上記の分配金額の水準を達成できない可能性が高まったと委託会社が判断した場合は、設定日の前日までにファンドの設定取りやめを決定し、設定を中止することがあります。なお、上記の分配金額の水準を達成できると判断し、ファンドを設定した場合でも、条件決定日である設定日当日に想定を超えた市況環境の急変などが起こった場合には、上記の分配金額の水準を下回る可能性があります。設定日に決定した分配金額の水準は、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆様にご報告します。

資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

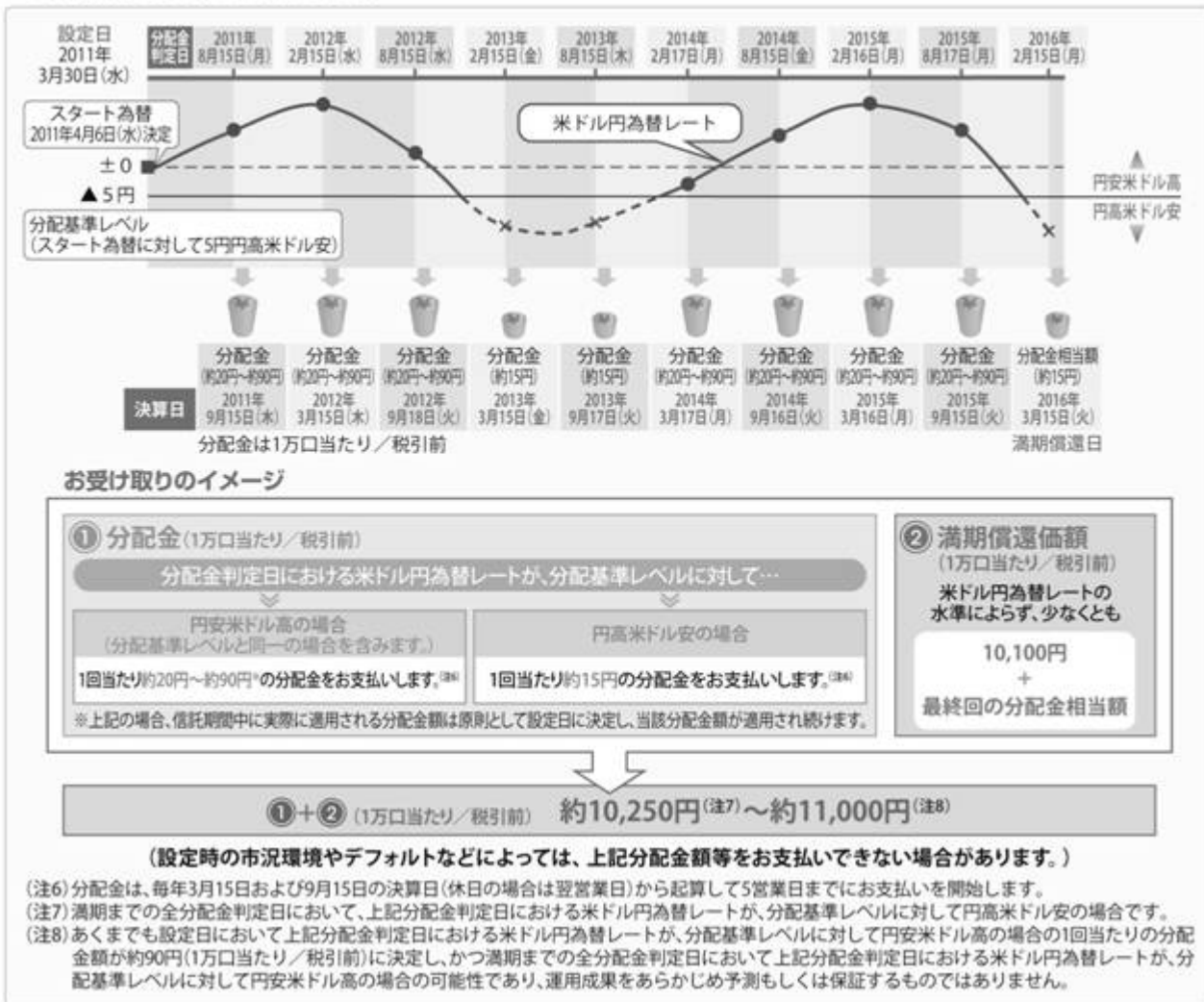
追加的記載事項

分配金額判定の仕組み

- 毎年2回分配金額^(注1)を判定します(年2回判定)。
 - 分配金判定日^(注2)における米ドル円為替レート^(注3)が、分配基準レベル^(注4)より円安米ドル高の場合(分配基準レベルと同一の場合を含みます。))は、当該判定日直後の決算日に約20円～約90円(1万口当たり/税引前)の分配金をお支払いします。
 - 分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベルより円高米ドル安の場合は、当該判定日直後の決算日に約15円(1万口当たり/税引前)の分配金をお支払いします。
- (注1) 満期償還時の分配金相当額を含みます。分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
- (注2) 分配金判定日: 毎年2月15日および8月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。信託期間中に分配金判定日は10回あります。
- (注3) 米ドル円為替レート: 原則として午後3時(東京時間)においてロイター・ページ「JPNU」に表示される米ドル円為替相場(1米ドルに対する円の価値)の仲値(売値と買値の平均値)とします。
- (注4) 分配基準レベル: 米ドル円為替レートがスタート為替^(注5)に対して5円円高米ドル安となった水準を指します。
- (注5) スタート為替: 原則としてファンド設定日後の5営業日間(2011年3月31日(木)、4月1日(金)、4日(月)、5日(火)、6日(水))の米ドル円為替レートの平均値とします。小数点以下第4位を四捨五入して、小数点以下第3位まで算出します。

■ 分配金額の判定のイメージは下図の通りです。

下記のイメージ図は、米ドル円為替レートとスタート為替および分配金等の関係を理解していただくために記載したもので、実際の米ドル円為替レートおよび分配金等を表すものではありません。



上記の分配金額(分配金相当額を含みます。以下同じ。)は、2011年2月3日現在の市況環境に基づいた試算です。分配金額の水準は原則として設定日に決定します。募集期間中の市況環境などの変動により、上記の分配金額の水準を達成できない可能性が高まったと委託会社が判断した場合は、設定日の前日までにファンドの設定取りやめを決定し、設定を中止することがあります。なお、上記の分配金額の水準を達成できると判断し、ファンドを設定した場合でも、条件決定日である設定日当日に想定を超えた市況環境の急変などが起こった場合には、上記の分配金額の水準を下回る可能性があります。上記数値は、円建債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

分配金額の水準および円建債券の発行体などは以下のとおり決定し、受益者の皆様にご報告しています。

「分配基準レベル」79.028円

「分配金額の水準」円安米ドル高の場合：70円、円高米ドル安の場合：15円

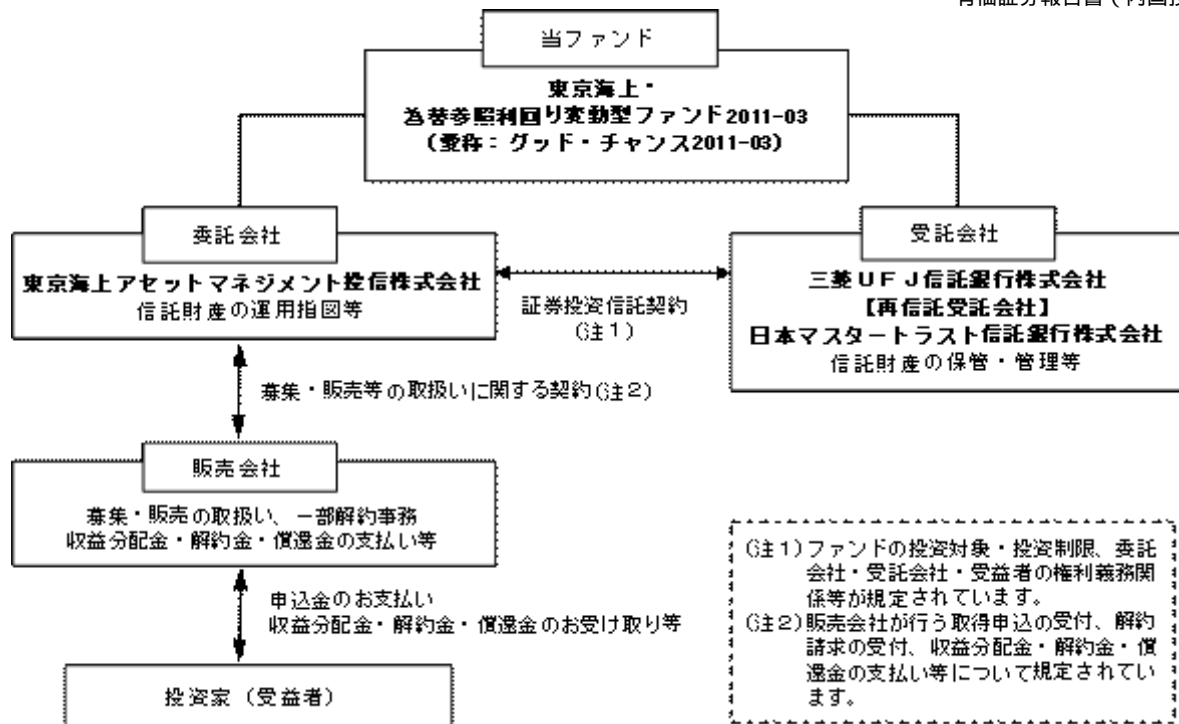
「円建債券の発行体」ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

(2)【ファンドの沿革】

平成23年3月30日 ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成23年10月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

- ・大株主の状況（平成23年10月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

当ファンドのために特別に発行されたユーロ円建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

当ファンドは、米ドル円為替レート の水準によってクーポンレートが決定される性格を持つユーロ円建債券に投資し、信託契約締結日から約5年後の満期償還時の償還価額について、元本1万口当たり10,100円の確保を図りつつ、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

：原則として午後3時（東京時間）における米ドル円為替相場の仲値とします。

当ファンドが投資対象とするユーロ円建債券は、以下の通りとします。

- ・原則として、設定日においてA格相当以上の格付けを有する発行体が発行するユーロ円建債券、同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える発行体が発行するユーロ円建債券もしくは同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与えるユーロ円建債券です。
- ・当ファンドの信託期間内に償還し、米ドル円為替レート の水準に応じて、クーポンレートが決定される性格を有するものとします。

毎決算時の収益分配金額¹は、原則として直前の分配金判定日²における米ドル円為替レートにより決定します。

- ・分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベル³より円安米ドル高の場合（分配基準レベルと同一の場合を含みます。）は、当該判定日直後の決算日に約20円～約90円（1万口当たり／税引前）の分配金のお支払いを目指します。
- ・分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベルより円高米ドル安の場合は、当該判定日直後の決算日に約15円（1万口当たり／税引前）の分配金のお支払いを目指します。

1：満期償還日における償還価額には、直前の分配金判定日における米ドル円為替レートにより決定した分配金相当額が含まれます。

2：原則として、毎年2月15日および8月15日（休業日の場合は翌営業日）とします。

3：米ドル円為替レートがスタート為替⁴に対して5円円高米ドル安となった水準です。

4：原則として、当ファンド設定日後の5営業日間（平成23年3月31日、4月1日、4日、5日、6日）の米ドル円為替レートの平均値とします。

原則としてユーロ円建債券の組入比率は高位とし、組入れたユーロ円建債券の銘柄の入れ替えは行わないことを基本とします。ただし、組入れた銘柄の発行体格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。

大量の解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ファンドの資金事情ならびにファンドの規模等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

1．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいい、以下同じ。）

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、）

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券

(2) 国債証券

(3) 地方債証券

(4) 特別の法律により法人の発行する債券

(5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい、）

(7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいい、）

(8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい、）

(9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいい、）

(10) コマーシャル・ペーパー

(11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの

(13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、）

(14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、）

(15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、）

(16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）

(17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、）

(18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

(20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいい、）

(21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

3．委託会社は、信託金を、上記2．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

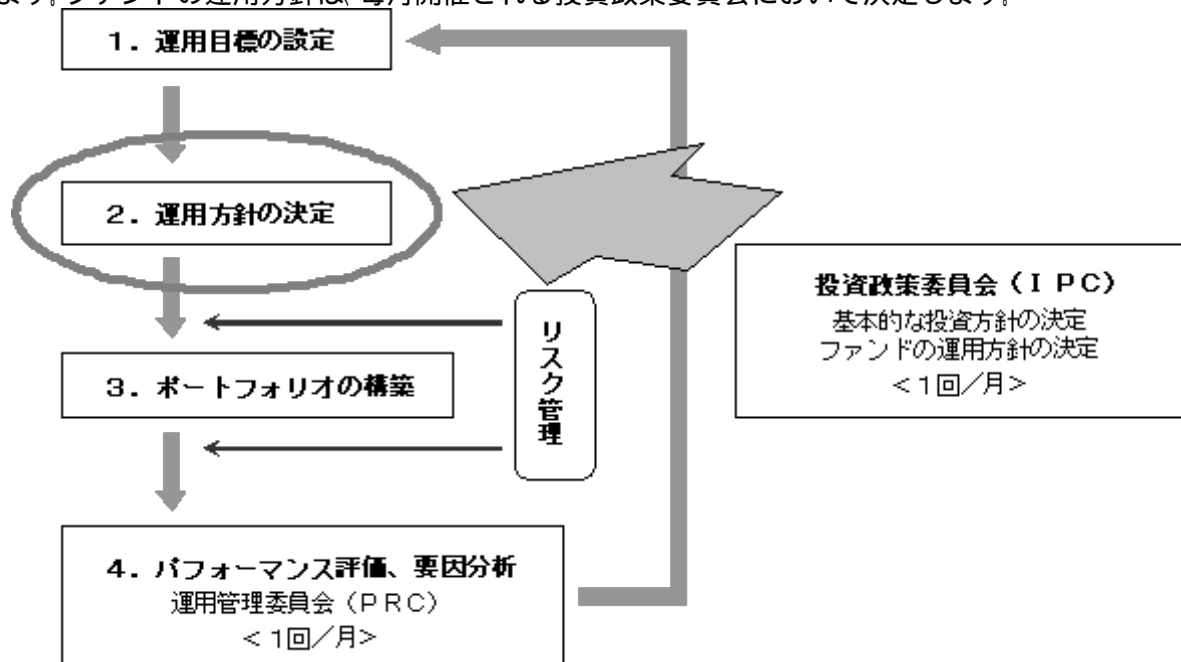
(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4．上記2．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき当ファンドのために特別に発行されたユーロ円建債券に投資します。ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは運用戦略部（8名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成23年10月末日現在）

(4)【配分方針】

年2回（原則として、3月および9月の各15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に、原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれか多い額とし、収益分配金額は、原則として直前の分配金判定日の米ドル円為替レートの水準に応じて委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、目標とする収益分配金額の水準を下回ることまたは収益分配を行わないこともあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託期間中の収益の分配は、収益分配可能額の範囲内で、収益分配方針にしたがって行います。

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

- a. 当該純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約価額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額
 - b. 当該純資産総額が当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約価額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額
（ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。
- 分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、お支払いします。

(5) 【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りません。）
- b. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（取引所（ ）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
（ ）金融商品取引法第 2 条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第17条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができますものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等（約款第20条）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同

- じ。）。
b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- スワップ取引（約款第21条）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- 金利先渡取引および為替先渡取引（約款第22条）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- 有価証券の貸付（約款第23条）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
・ 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
・ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 有価証券の空売（約款第24条）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 有価証券の借入（約款第25条）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 外国為替予約取引（約款第27条）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入（約款第34条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

当ファンドは、主にユーロ円建債券など値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

なお、当ファンドは、満期償還時までご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の換金による売買差益の追求等には適していません。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(1) 償還時に元本が確保されないリスク

信用リスク

当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関がデフォルト（債務不履行）となった場合、当ファンドの償還時に元本が確保されないリスクがあります。また、ユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。当該ユーロ円建債券を途中売却した場合には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

制度変更などに関わるリスク

法令・税制・会計方法の変更等により、ユーロ円建債券が早期償還となった場合等には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

(2) 信託期間中の基準価額変動リスク

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円建債券には、米ドル円為替レートが円高米ドル安にすすんだ場合、金利の上昇、当該ユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の財務状況の悪化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該ユーロ円建債券の価格が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

一般的に、公社債や短期金融商品等の発行体や保証を与える金融機関にデフォルトが生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の信用状況が悪化した場合、ユーロ円建債券の価格も下落する傾向があり、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

当ファンドが組み入れるユーロ円建債券は、米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定される性格を持つため、米ドル円為替レートの変動の影響を受けます。米ドル円為替レートが、円高米ドル安方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

銘柄集中リスク

当ファンドは、原則としてユーロ円建債券に集中投資します。一般的に、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該ユーロ円建債券の価格変動が基準価額へ及ぼす影響が大きくなります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券を売却することで解約資金の手当てを行います。その際、ユーロ円建債券の市場において流動性が低い場合は、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が下落する要因となります。また、組み入れたユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の信用リスクが顕在化した場合等には、当該ユーロ円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することや、基準価額が下落する可能性があります。

途中換金時のリスク

当ファンドは、満期償還時において日本円建てでの投資元本100%の確保を図るものであり、途中換金時には元本は確保されていません。組み入れたユーロ円建債券の価格は円金利、その他の市場環境等

の影響を受けて変動するため、途中換金時には当初の投資元本を下回り、損失が生じることがあります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドには、換金申込にあたって、申込受付日に制限があります。
- ・当ファンドは、投資するユーロ円建債券の性質上、円安米ドル高時の基準価額および償還価額に上限があり、大幅に円安米ドル高となった場合であっても、そのメリットを十分に享受できません。
 - ＜信託期間中＞ 信託期間中の基準価額は、組入ユーロ円建債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出します。大幅に円安米ドル高となった場合でも、投資元本（1万口当たり10,000円）を下回る可能性があります。
 - ＜満期償還時＞ 満期償還価額は、1万口当たり10,100円＋分配金相当額（税引前）を超えて上昇することは原則としてありません。
- ・市況環境等の変動により、目標とする分配金額の水準を達成できない可能性が高まった場合、募集金額が10億円に満たない場合は、当ファンドの設定を中止する場合があります。
- ・ユーロ円建債券の信用状況の悪化等があり債券を全て売却したことにより運用の基本方針に沿った運用ができなくなった場合、またはユーロ円建債券が法令・税制等の改正により早期償還となった場合は信託を終了させます。
- ・当ファンドは、主に米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定される性格を持つユーロ円建債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたユーロ円建債券の値動きや発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

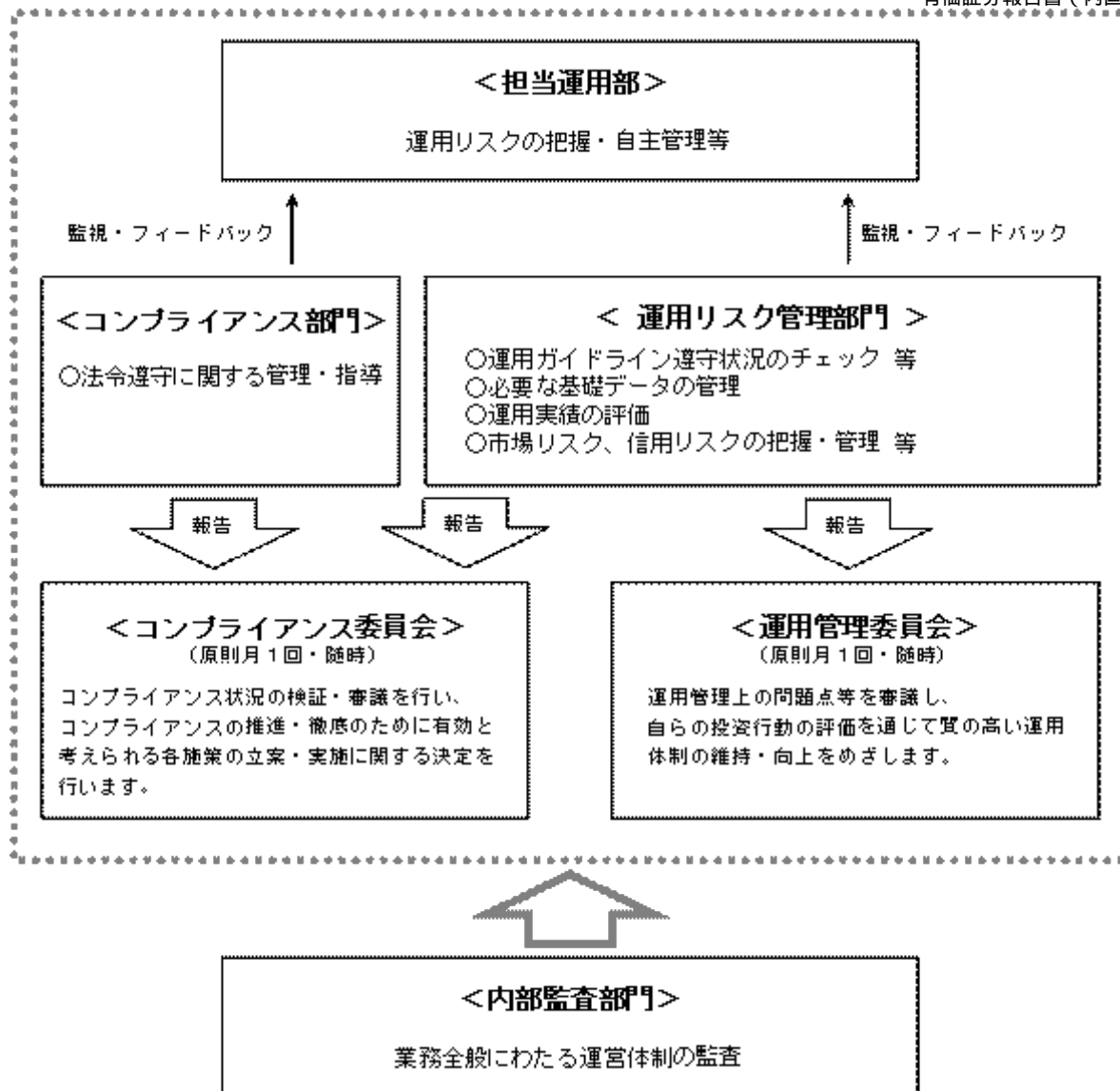
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

＜リスク管理体制＞



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

ただし、解約時の解約価額は、解約申込受付日（原則として、毎年3月8日、6月8日、9月8日および12月8日、当日が休業日の場合には翌営業日）の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に1%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託契約締結日における信託元本に2.84025%（税抜2.705%）の率を乗じて得た額となり、当初設定時に信託財産中から支弁しました。信託報酬の配分については以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
1.3965% （税抜1.33%）	1.3965% （税抜1.33%）	0.04725% （税抜0.045%）

なお、確定前の信託報酬の総額および配分の記載については、以下のとおりです。

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託契約締結日における信託元本に4.24725%（税抜4.045%）以内の率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託報酬の総額および配分については、スタート為替と合せて、確定後に、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆様にご報告いたします。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、当初設定時に信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
2.1%以内 (税抜2.0%以内)	2.1%以内 (税抜2.0%以内)	0.04725% (税抜0.045%)

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金については、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）となります。

平成26年1月1日以降においては、源泉徴収税率は20%（所得税15%、地方税5%）となり、申告分離課税を選択した場合の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。平成26年1月1日以降の税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、平成25年12月31日までは7%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

平成26年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

5 【運用状況】

以下は平成23年10月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	イギリス	898,403,070	96.37
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		33,781,084	3.62
合計（純資産総額）		932,184,154	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	FX Linked Note 20160229	イギリス	社債券	0.0	2016/02/29	1,005,150,000	97.15	976,503,225	89.38	898,403,070	96.37

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率 (%)
社債券	96.37
合 計	96.37

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(平成23年 9月15日)	937	939	0.9331	0.9346
	平成23年 3月末日	977	-	0.9706	-
	4月末日	979	-	0.9730	-
	5月末日	980	-	0.9740	-
	6月末日	978	-	0.9719	-
	7月末日	977	-	0.9713	-
	8月末日	946	-	0.9407	-
	9月末日	938	-	0.9338	-
	10月末日	932	-	0.9274	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金 (円)
1期	0.0015

【収益率の推移】

期	年月日	収益率 (%) (分配付)
1期	(平成23年 9月15日)	6.5

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
1期	1,006,645,238	1,500,000	1,005,145,238

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

平成23年2月28日から平成23年3月28日までの各営業日に、受益権の募集が行われました。

なお、募集期間中の申込（販売）手続等については、以下のとおりです。

a. 申込期間：平成23年2月28日から平成23年3月28日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

- b. 申込単位は、10万円以上1円単位または10万口以上1口単位で販売会社が別に定める単位とします。
- c. 受益権の取得申込価額は、1口当たり1円です。
- d. 取得申込にかかる手数料はありません。
- e. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、原則として、信託期間中の3月8日、6月8日、9月8日および12月8日（当日が休業日の場合には翌営業日）を解約申込受付日として、行うことができます。お申込みは、解約申込受付日の7営業日前から3営業日前までの間に受け付けます。ただし、平成23年6月および平成28年3月にかかる換金のお申込みの受付を行いません。
- d. 上記c.にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合には、委託会社にその請求日の3営業日後を解約申込受付日とする解約請求をすることができます。
 - ・受益者が死亡したとき
 - ・受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - ・受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 - ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - ・その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき
- e. 上記c.およびd.にかかわらず、解約申込受付日が東京、ニューヨークおよびロンドンのいずれかにおいて、商業銀行または外国為替市場が支払決済、または外国為替取引および外国通貨預金を含む一般業務を行わない日に該当する場合は解約申込受付は行わず、その翌営業日を解約申込受付日とします。
- f. 解約単位は、1口以上1口単位で販売会社が別に定める単位とします。
- g. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。
- h. 解約時の価額（解約価額）は、解約申込受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に1%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額とします。
- i. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
 - 委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- j. 解約にかかる手数料はありません。
- k. 解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- l. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れたユーロ円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- m. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- n. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- o. 信託財産の受益権にかかる最終受益者から解約請求があった場合には、その請求を受け付けず、信託を終了させます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、平成23年3月30日から平成28年3月15日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

信託財産の受益権にかかる最終受益者から一部解約の実行の請求があった場合には、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円建債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該ユーロ円建債券を全て売却し、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる様な場合または当該ユーロ円建債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよびb.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「 信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

毎決算後および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行つた信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第37条により、平成23年3月30日から平成23年9月15日までとなっております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第1期計算期間（平成23年3月30日から平成23年9月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-03

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 [平成23年 9月15日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	31,370,756
社債券	908,052,510
未収利息	56
流動資産合計	939,423,322
資産合計	939,423,322
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,507,717
流動負債合計	1,507,717
負債合計	1,507,717
純資産の部	
元本等	
元本	1,005,145,238
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,229,633
（分配準備積立金）	-
元本等合計	937,915,605
純資産合計	937,915,605
負債純資産合計	939,423,322

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1期 自 平成23年 3月30日 至 平成23年 9月15日
営業収益		
受取利息		31,336,947
有価証券売買等損益		68,552,115
営業収益合計		37,215,168
営業費用		
受託者報酬		475,639
委託者報酬		28,115,602
その他費用		26,807
営業費用合計		28,618,048
営業利益又は営業損失（ ）		65,833,216
経常利益又は経常損失（ ）		65,833,216
当期純利益又は当期純損失（ ）		65,833,216
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		111,300
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		111,300
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金	1	1,507,717
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		67,229,633

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成23年 3月30日 至 平成23年 9月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 [平成23年 9月15日現在]
1. 1 設定年月日	平成23年3月30日
設定元本額	1,006,645,238円
期首元本額	1,006,645,238円
元本残存率	99.8%
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	1,005,145,238口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は67,229,633円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成23年 3月30日 至 平成23年 9月15日
1 分配金の計算過程 計算期間末における当ファンドの利息等収益額（31,336,947円）から経費(28,618,048円)を控除した額(2,718,899円)に、期末の受益権口数(1,005,145,238口)を乗じて期中の平均受益権口数(1,006,645,238口)で除することにより分配可能額は2,714,847円(1万口当たり27.00円)であり、うち1,507,717円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成23年 3月30日 至 平成23年 9月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。貸借対照表に計上している社債券の全額は、同一銘柄に投資されており、信用リスクが集中しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。
-------------------	---

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 自 平成23年 3月30日 至 平成23年 9月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期（自 平成23年3月30日 至 平成23年9月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	68,450,715
合計	68,450,715

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 [平成23年 9月15日現在]	
1口当たり純資産額	0.9331円
（1万口当たり純資産額	9,331円）

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	F X L i n k e d N o t e 2 0 1 6 0 2 2 9	1,005,150,000	908,052,510	
社債券 合計		1,005,150,000	908,052,510	
合計		1,005,150,000	908,052,510	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年10月31日現在

種類	金額
資産総額	932,184,154 円
負債総額	— 円
純資産総額（ - ）	932,184,154 円
発行済数量	1,005,145,238 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9274 円

第 4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

7. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

平成23年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年10月31日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,551
追加型株式投資信託	104	1,466,533
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	8	35,821
合計	113	1,507,906

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第25期 （平成22年3月31日現在）	第26期 （平成23年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,816,617	5,046,015
前払費用	116,503	125,909
未収委託者報酬	1,277,992	1,451,584
未収収益	1,448,824	1,921,269
繰延税金資産	142,683	205,707
その他の流動資産	56,857	63,354
流動資産計	6,859,480	8,813,842
固定資産		
有形固定資産	* 1	* 1
建物	387,887	339,073
器具備品	212,911	180,320
器具備品	174,975	158,752
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	798,932	1,013,432
投資有価証券	37,623	39,419
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	-	30,000
長期前払費用	21,422	192,205
敷金	383,034	368,720
繰延税金資産	102,510	128,745
固定資産計	1,189,963	1,355,650
資産合計	8,049,444	10,169,492
負債の部		
流動負債		
預り金	14,830	25,297
未払金	* 2	* 2
未払手数料	887,469	1,113,561
その他未払金	273,906	387,066
未払費用	613,562	726,495
未払消費税等	40,132	322,235
未払法人税等	23,834	100,812
前受収益	12,000	616,000
賞与引当金	72,735	513,554
その他の流動負債	200,839	202,702
流動負債計	27	1,250
流動負債計	1,251,869	2,895,413
固定負債		
退職給付引当金	97,793	110,188
役員退職慰労引当金	12,600	18,170
固定負債計	110,393	128,358
負債合計	1,362,262	3,023,771

純資産の部		
株主資本	6,687,107	7,145,769
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	4,687,107	5,145,769
利益準備金	287,619	334,429
その他利益剰余金	4,399,488	4,811,339
繰越利益剰余金	4,399,488	4,811,339
評価・換算差額等	73	47
その他有価証券評価差額金	73	47
純資産合計	6,687,181	7,145,721
負債・純資産合計	8,049,444	10,169,492

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,893,368	4,632,692
運用受託報酬	4,964,770	5,850,581
投資助言報酬	11,716	12,636
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	8,871,848	10,497,903
営業費用		
支払手数料	985,687	1,391,029
広告宣伝費	53,018	174,374
公告費	384	-
調査費	2,626,233	3,295,822
調査費	1,311,448	1,319,199
委託調査費	* 1 1,314,784	* 1 1,976,623
委託計算費	84,838	79,398
営業雑経費	143,042	128,802
通信費	34,620	34,541
印刷費	86,493	68,848
協会費	5,627	6,488
諸会費	9,393	10,375
図書費	6,907	8,548
営業費用計	3,893,205	5,069,426
一般管理費		
給料	2,185,320	2,215,928
役員報酬	76,063	66,840
給料・手当	* 1 1,602,621	* 1 1,639,732
賞与	506,634	509,356
交際費	10,141	13,554
旅費交通費	97,384	110,556
租税公課	35,525	40,194
不動産賃借料	444,310	383,281
役員退職慰労引当金繰入	5,450	5,570
退職給付費用	81,930	77,059
賞与引当金繰入	200,839	202,702
固定資産減価償却費	132,228	113,902
法定福利費	312,864	360,240
福利厚生費	11,193	9,681
諸経費	330,203	395,518
一般管理費計	3,847,393	3,928,188
営業利益	1,131,249	1,500,287
営業外収益		
受取配当金	* 1 107,992	* 1 117,681

受取利息	314	2,129
雑益	640	19,676
営業外収益計	108,947	139,487
営業外費用		
雑損	12,059	25,194
営業外費用計	12,059	25,194
経常利益	1,228,137	1,614,580
特別損失		
器具備品除却損	4,994	1,551
投資有価証券売却損	36	6
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,443
預託金貸倒損失	2,912	-
本社移転損失	* 2 89,060	-
特別損失計	97,004	9,000
税引前当期純利益	1,131,132	1,605,579
法人税、住民税及び事業税	404,672	792,702
法人税等還付税額	-	24,710
法人税等調整額	53,835	89,175
法人税等合計	458,507	678,816
当期純利益	672,624	926,763

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,000	2,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	242,352	287,619
当期変動額		
剰余金の配当	45,266	46,810
当期変動額合計	45,266	46,810
当期末残高	287,619	334,429
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,224,798	4,399,488
当期変動額		
剰余金の配当	497,934	514,912
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	174,690	411,850
当期末残高	4,399,488	4,811,339
利益剰余金合計		
前期末残高	4,467,151	4,687,107
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661

当期末残高	4,687,107	5,145,769
株主資本合計		
前期末残高	6,467,151	6,687,107
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661
当期末残高	6,687,107	7,145,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	144	121
当期末残高	73	47
評価・換算差額等合計		
前期末残高	71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	144	121
当期末残高	73	47
純資産合計		
前期末残高	6,467,079	6,687,181
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	220,101	458,540
当期末残高	6,687,181	7,145,721

重要な会計方針

第25期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第26期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 長期前払費用 定額法 3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 4. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(2) 長期前払費用 同左 3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 同左 4. 消費税等の会計処理方法 同左
--	--

会計方針の変更

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
—————	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ6,870千円、税引前当期純利益は14,313千円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在																								
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>34,930千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>306,760千円</td></tr> </table> * 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>516,261千円</td></tr> <tr> <td>（うち支配株主に対するもの</td><td>98,838千円）</td></tr> <tr> <td>（うち子会社に対するもの</td><td>76,482千円）</td></tr> <tr> <td>（うち関連会社に対するもの</td><td>340,940千円）</td></tr> </table>	建物	34,930千円	器具備品	306,760千円	未払金	516,261千円	（うち支配株主に対するもの	98,838千円）	（うち子会社に対するもの	76,482千円）	（うち関連会社に対するもの	340,940千円）	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>67,520千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>337,637千円</td></tr> </table> * 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>541,759千円</td></tr> <tr> <td>（うち支配株主に対するもの</td><td>107,000千円）</td></tr> <tr> <td>（うち子会社に対するもの</td><td>122,692千円）</td></tr> <tr> <td>（うち関連会社に対するもの</td><td>312,065千円）</td></tr> </table>	建物	67,520千円	器具備品	337,637千円	未払金	541,759千円	（うち支配株主に対するもの	107,000千円）	（うち子会社に対するもの	122,692千円）	（うち関連会社に対するもの	312,065千円）
建物	34,930千円																								
器具備品	306,760千円																								
未払金	516,261千円																								
（うち支配株主に対するもの	98,838千円）																								
（うち子会社に対するもの	76,482千円）																								
（うち関連会社に対するもの	340,940千円）																								
建物	67,520千円																								
器具備品	337,637千円																								
未払金	541,759千円																								
（うち支配株主に対するもの	107,000千円）																								
（うち子会社に対するもの	122,692千円）																								
（うち関連会社に対するもの	312,065千円）																								

（損益計算書関係）

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

* 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 <table> <tr> <td>給与・手当</td><td>399,212千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>1,044,570千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>107,992千円</td></tr> </table> * 2. 本社移転損失の内容は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>原状回復工事</td><td>68,361千円</td></tr> <tr> <td>移転運搬費用</td><td>13,132千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,567千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>89,060千円</td></tr> </table>	給与・手当	399,212千円	委託調査費	1,044,570千円	受取配当金	107,992千円	原状回復工事	68,361千円	移転運搬費用	13,132千円	その他	7,567千円	計	89,060千円	* 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 <table> <tr> <td>給与・手当</td><td>462,103千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>1,279,757千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>117,681千円</td></tr> </table>	給与・手当	462,103千円	委託調査費	1,279,757千円	受取配当金	117,681千円
給与・手当	399,212千円																				
委託調査費	1,044,570千円																				
受取配当金	107,992千円																				
原状回復工事	68,361千円																				
移転運搬費用	13,132千円																				
その他	7,567千円																				
計	89,060千円																				
給与・手当	462,103千円																				
委託調査費	1,279,757千円																				
受取配当金	117,681千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成21年3月31日 現在	増加	減少	平成22年3月31日 現在
普通株式(株)	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 452,667千円

1株当たり配当額 11,819円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 468,102千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 12,222円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月30日

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成22年3月31日 現在	増加	減少	平成23年3月31日 現在
普通株式(株)	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 468,102千円

1株当たり配当額 12,222円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 509,964千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 13,315円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月30日

(金融商品関係)

（追加情報）

前事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（改正企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	3,816,617	3,816,617	—
(2)未収委託者報酬	1,277,992	1,277,992	—
(3)未収収益	1,448,824	1,448,824	—
(4)投資有価証券			
その他有価証券	7,623	7,623	—
(5)敷金	383,034	243,580	139,453
(6)未払金	(887,469)	(887,469)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

子会社株式（貸借対照表計上額221,595 千円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額32,747 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	---------	--------------	------

現金・預金	3,816,617	—	—	—
未収委託者報酬	1,277,992	—	—	—
未収収益	1,448,824	—	—	—
合計	6,543,434	—	—	—

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	5,046,015	5,046,015	—
(2)未収委託者報酬	1,451,584	1,451,584	—
(3)未収収益	1,921,269	1,921,269	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	9,419	9,419	—
(5)敷金	368,720	236,852	131,868
(6)未払金	(1,113,561)	(1,113,561)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	5,045,953	—	—	—
未収委託者報酬	1,451,584	—	—	—
未収収益	1,921,269	—	—	—
合計	8,418,807	—	—	—

(有価証券関係)

第25期 平成22年3月31日現在				第26期 平成23年3月31日現在			
1. 子会社株式及び関連会社株式				1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券			
子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 30,000千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
2. その他有価証券				2. その他有価証券			
区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	7,623	7,500	123	証券投資信託	2,113	2,100	13
小計	7,623	7,500	123	小計	2,113	2,100	13
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託	-	-	-	証券投資信託	7,305	7,400	94
小計	-	-	-	小計	7,305	7,400	94
合計	7,623	7,500	123	合計	9,419	9,500	80
(注) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。				(注) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券			
区分	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日			区分	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日		
売却額	963千円			売却額	994千円		
売却益の合計額	- 千円			売却益の合計額	- 千円		
売却損の合計額	36千円			売却損の合計額	6千円		

(退職給付関係)

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>97,793千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>97,793千円</td> </tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>56,126千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td>25,803千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>81,930千円</td> </tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。	退職給付債務	97,793千円	退職給付引当金	97,793千円	勤務費用	56,126千円	確定拠出年金への掛金支払額	25,803千円	退職給付費用	81,930千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>110,188千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>110,188千円</td> </tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>51,271千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td>25,787千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>77,059千円</td> </tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左	退職給付債務	110,188千円	退職給付引当金	110,188千円	勤務費用	51,271千円	確定拠出年金への掛金支払額	25,787千円	退職給付費用	77,059千円
退職給付債務	97,793千円																				
退職給付引当金	97,793千円																				
勤務費用	56,126千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	25,803千円																				
退職給付費用	81,930千円																				
退職給付債務	110,188千円																				
退職給付引当金	110,188千円																				
勤務費用	51,271千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	25,787千円																				
退職給付費用	77,059千円																				

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	5,126千円	7,393千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	39,792千円	44,835千円
未払金	13,153千円	15,454千円
賞与引当金損金算入限度超過額	81,721千円	82,479千円
未払法定福利費否認	8,406千円	8,592千円
未払事業所税否認	3,709千円	3,444千円
未払事業税否認	3,664千円	46,947千円
未払委託調査費	31,120千円	47,913千円
ソフトウェア償却超過額	57,048千円	70,659千円
貸倒損失	592千円	-
敷金償却費	-	5,824千円
未払確定拠出年金	907千円	876千円
繰延税金資産小計	245,244千円	334,420千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	245,244千円	334,420千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	50千円	32千円
繰延税金負債合計	50千円	32千円
繰延税金資産の純額	245,194千円	334,453千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	同左

（セグメント情報等）

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27

日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持義務を負っているため記載をしておりません。

(関連当事者情報)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 兼任	委託 調査費	1,024,297	未払金	340,940

(注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)
東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 兼任	委託 調査費	1,092,497	未払金	307,738

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額	174,600円03銭	186,572円36銭
1株当たり当期純利益 金額	17,562円00銭	24,197円49銭
	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載して おりません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下の とおりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載して おりません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下の とおりであります。
	当期純利益 672,624千円	当期純利益 926,763千円
	普通株主に 帰属しない金額 -	普通株主に 帰属しない金額 -
	普通株式に係る 当期純利益 672,624千円	普通株式に係る 当期純利益 926,763千円
	期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成23年３月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年３月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。

（ ）平成23年３月末日現在

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

東京海上日動火災保険株式会社は、委託会社の株式の100％を直接保有しており、親会社となっております。

第３【参考情報】

当計算期間において、提出書類はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年11月9日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-03の平成23年3月30日から平成23年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-03の平成23年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。